

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 25 年 3 月 29 日 (金) 号外第 38 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則 (28) (子ども発達支援課) . . . . . 3
-------	--

## ==== 公布された規則のあらまし ====

## ◇鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の新設について

## 1 規則の新設理由

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例が公布され、指定障害児通所支援の事業及び指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準を規則で定めることとされたことに伴い、これを定める。

## 2 規則の概要

- (1) 児童発達支援センターであるものを除き、主として重症心身障害児が通う施設には、看護師を1人以上置くこと、指導訓練室は、利用者の支援に支障がない広さとする等々の指定児童発達支援に係る従業者、設備及び運営に関する基準を定める。
- (2) 保育士を1人以上置くこと、階段の傾斜を緩やかにすること等の指定医療型児童発達支援に係る従業者、設備及び運営に関する基準を定める。
- (3) 児童発達支援管理責任者を1人以上置くこと、指導訓練室は、利用者の支援に支障がない広さとする等々の指定放課後等デイサービスに係る従業者、設備及び運営に関する基準を定める。
- (4) 児童発達支援管理責任者を1人以上置くこと、指導訓練室は、利用者の支援に支障がない広さとする等々の指定保育所等訪問支援に係る従業者、設備及び運営に関する基準を定める。
- (5) 指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス及び指定保育所等訪問支援のうちいずれか2種類以上の事業を一体的に行う多機能型事業所は、一体的に行う事業のうち一の事業の従業者を一体的に行う他の事業の同じ職務に従事させることができること、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の事業所の設備を兼用することができること等の多機能型事業所に係る従業者、設備及び運営に関する基準を定める。
- (6) 児童発達支援管理責任者を1人以上置くこと、指導訓練室を確保するとともに、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えること等の基準該当児童発達支援に係る従業者、設備及び運営に関する基準を定める。
- (7) 児童発達支援管理責任者を1人以上置くこと、指導訓練室を確保するとともに、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えること等の基準該当放課後等デイサービスに係る従業者、設備及び運営に関する基準を定める。
- (8) 事業所の従業者の員数が、サービスを利用する障害児を生活介護の利用者とみなして加えた場合において指定障害福祉サービス事業者として必要とされる人数以上であること、サービスの提供の対価の額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額とすること等の指定生活介護事業者が提供するサービスに係る従業者、設備及び運営に関する基準を定める。
- (9) 指定通所介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること、利用者の保護者から支払を受けるサービスの提供の対価の額は、障害児通所給付費の額とすること等の指定生活介護事業者が提供するサービスに係る従業者、設備及び運営に関する基準を定める。
- (10) 児童発達支援管理責任者を1人以上置くこと、30人未満の児童が入所する施設であって主として知的障がいのある児童が入所するものにあつては医務室を、30人未満の入所者が入所する施設であつて主として視覚障がいのある児童又は聴覚障がいのある児童が入所するものにあつては医務室及び静養室を設けないことができること等の指定福祉型障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準を定める。
- (11) 児童発達支援管理責任者を1人以上置くこと等の指定医療型障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準を定める。
- (12) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

# 規 則

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第28号

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第81号。以下「条例」という。）第6条及び第7条第2項並びに別表第1及び別表第2の規定に基づき、指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び条例で使用する用語の例による。

(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)

第3条 条例に定めるもののほか、指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第1のとおりとする。

2 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援及び同条第15項に規定する就労継続支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所の従業者、設備及び運営に関する基準は、別表第2のとおりとする。

3 基準該当通所支援に係る従業者、設備及び運営に関する基準は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第3のとおりとする。

4 障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者のうち生活介護を行うものが、別表第4に掲げる基準を満たすときは、前項に定める基準を満たしているものとみなす。

5 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者のうち同法第8条第7項に規定する通所介護（以下「通所介護」という。）を行うものが、別表第5に掲げる基準を満たすときは、第3項に定める基準を満たしているものとみなす。

(指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準)

第4条 条例に定めるもののほか、指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準は、障害児入所施設の区分に応じ、別表第6のとおりとする。

2 障害児入所支援及び障害者総合支援法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスを一体的に行う施設については、鳥取県障害者支援施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第72号）別表並びに鳥取県障害者支援施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第19号）別表第1及び別表第2に掲げる基準を満たしているときは、福祉型障害児入所施設に係る前項に定める基準を満たしているものとみなす。

3 障害児入所支援及び障害者総合支援法第5条第6項に規定する療養介護を一体的に行う施設については、鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第71号）別表第2及び鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第18号）別表第2に掲げる基準を満たしているときは、医療型障害児入所施設に係る第1項に定める基準を満たしているものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。

(平成24年 4月 1日前から継続している事業等の特例)

2 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）附則第22条第1項に規定する者に対する第3条及び別表第1の規定の適用については、平成27年 3月31日までの間、同条中「別表第1」とあるのは「別表第1（1の表従業員の配置の項第1号(2)及び(3)並びに3の表従業員の配置の項第2号及び第3号の規定を除く。）」と、別表第1の1の表サービスの提供の項第16号、2の表サービスの提供の項第15号、3の表サービスの提供の項第14号及び4の表サービスの提供の項第16号中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「管理者」とする。

3 整備法附則第22条第2項に規定する施設の設置者に対する別表第1の1の表従業員の配置の項第2号の規定の適用については、同号(4)及び(6)中「言語聴覚士」とあるのは、「言語機能訓練担当職員」とする。

別表第1（第3条関係）

1 児童発達支援

区分	基準
<p>従業員の配置</p>	<p>1 児童発達支援センターであるものを除き、事業所に配置する従業員は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 指導員及び保育士は、サービスの単位（サービスを同時に一体的に提供できるよう利用者の障がいの程度に応じ1人又は複数に区分した利用者の単位をいう。以下同じ。）ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる人数が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上とすること。</p> <p>ア 利用者の数が10人以下の事業所 2人</p> <p>イ 利用者の数が10人を超える事業所 利用者の数を10で除して得た数（1未満の端数がある場合は、0.5以下の端数は切り捨て、0.5を超える端数は切り上げるものとする。）に2を加えた人数</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者は、1人以上とすること。</p> <p>(3) 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員を1人以上置くこと。</p> <p>(4) 機能訓練担当職員がサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を(1)に掲げる従業員の人数に含めることができること。</p> <p>(5) 主として重症心身障害児が通う事業所には、看護師を1人以上置くこと。</p> <p>2 児童発達支援センターに配置する従業員は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 児童指導員及び保育士は、サービスの単位ごとに、おおむね利用者の数を4で除して得た人数以上で、それぞれ1人以上とすること。</p> <p>(2) 栄養士は、1人以上とすること。</p> <p>(3) 調理員は、1人以上とすること。</p> <p>(4) 児童発達支援管理責任者は、1人以上とすること。</p> <p>(5) 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員を次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上置くこと。</p> <p>ア 主として難聴児が通う事業所 機能訓練を行うために必要な人数</p> <p>イ ア以外の事業所 1人</p> <p>(6) 主として難聴児が通う事業所には、言語聴覚士をサービスの単位ごとに4人以上置くこと。</p> <p>(7) 主として重症心身障害児が通う事業所には、看護師を1人以上置くこと。</p>

	<p>(8) 機能訓練担当職員、言語聴覚士又は看護師を配置する場合は、その数を(1)に掲げる従業者の人数に含めることができること。</p> <p>(9) 利用定員が40人以下の事業所は、(2)の規定にかかわらず、栄養士を置かないことができること。</p> <p>(10) 利用定員が40人以下の事業所で調理業務の全部を委託する場合は、(3)の規定にかかわらず、調理員を置かないことができること。</p> <p>3 主として重症心身障害児が通う事業所及び児童発達支援センターの嘱託医師の人数は、1人以上とすること。</p> <p>4 利用者の支援に支障がない場合は、管理者を当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができること。</p> <p>5 当該事業所（児童発達支援センターを除く。）と一体的に管理運営を行う従たる事業所を設置する場合は、児童発達支援管理責任者以外の従業者のうち当該事業所又は従たる事業所の職務に従事する者のそれぞれ1人以上を、常勤かつ専ら当該職務に従事する者とする。</p>
設備	<p>1 児童発達支援センター以外の事業所に設ける指導訓練室は、利用者の支援に支障がない広さとする。</p> <p>2 児童発達支援センターの設備は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 指導訓練室は、定員をおおむね10人とし、利用者1人当たりの床面積を、2.47平方メートル以上とすること。</p> <p>(2) 遊戯室は、利用者1人当たりの床面積を、1.65平方メートル以上とすること。</p>
サービスの開始	<p>1 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮を行うこと。</p> <p>2 サービスの提供を求められた場合は、保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされたサービスの種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認すること。</p> <p>3 児童の保護者が受けた通所給付決定の支給量を超えてサービスを提供しないこと。</p> <p>4 サービスを提供するときは、当該サービスの内容、提供することとしたサービスの量その他の必要な事項（以下「通所受給者証記載事項」という。）を当該保護者の通所受給者証に記載すること。</p> <p>5 サービスの利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告すること。</p> <p>6 通所受給者証記載事項に変更があった場合は、前2号の規定に準じること。</p>
障害児支援計画	<p>1 計画の作成後、計画の実施状況の把握（継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて、計画の変更を行うこと。</p> <p>2 モニタリングに当たっては、利用者の保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこと。</p> <p>(1) 定期的に保護者及び利用者面接すること。</p> <p>(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>3 計画の変更については、計画の作成に準じて行うこと。</p>
サービスの提供	<p>1 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及び保護者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明すること。</p> <p>2 サービスの利用について市町村又は指定障害児相談支援事業者が行う連絡調整に協力すること。</p> <p>3 通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏ま</p>

- えて速やかに通所給付決定の申請が行われるよう必要な援助を行うこと。
- 4 通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う通所給付決定の申請について、必要な援助を行うこと。
  - 5 サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。
  - 6 障害児通所給付費の支払われるサービスの提供の対価の額は、法第21条の5の3第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とし、保護者から支払を受ける額は、法第21条の5の7第11項の規定により市町村から支払を受ける障害児通所給付費の額を控除した額とすること。
  - 7 前号に定めるもののほか、サービスの提供に要する次に掲げる費用について、保護者から支払を受けることができること。また、(1)の費用の額は、知事が別に定める額とすること。
    - (1) 食事の提供に要する費用（児童発達支援センターの場合に限る。）
    - (2) 日用品費
    - (3) (1)及び(2)のほか、利用者の便益を直接向上させるための日常生活において必要となる費用であって、保護者に負担させることが適当であるもの
  - 8 前2号に定めるもののほか、その用途が直接利用者の便益を向上させるための費用で、保護者に支払を求めることが適当なものについては、保護者から支払を受けることができること。
  - 9 前2号の規定により、保護者に支払を求めるときは、その用途及び額並びに支払を求める理由を書面により説明し、その同意を得ること。また、前3号の規定により保護者から支払を受けたときは、その者に対し領収証を交付すること。
  - 10 障害児通所給付費の支払われないサービスを提供したときは、提供したサービスの内容、保護者から支払を受けた額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を当該保護者に交付すること。
  - 11 利用者が同一の月に複数の事業者から障害児通所支援を受ける場合において、当該利用者の保護者から各事業者を支払うべき額を算定するよう依頼を受けたときは、その額を算定して、市町村及び他の事業者に通知すること。
  - 12 法第21条の5の7第11項の規定により市町村から障害児通所給付費の支払を受けたときは、保護者に対してその額を通知すること。
  - 13 障害児支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮すること。
  - 14 児童発達支援管理責任者に、障害児支援計画の作成及び変更に関する業務のほか、次に掲げる業務を行わせること。
    - (1) 次号に規定する相談及び援助
    - (2) 他の従業者に対する技術指導及び助言
  - 15 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。
  - 16 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行うこと。また、利用者の適性に応じ、利用者ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行うこと。
  - 17 利用者が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行うこと。
  - 18 事業所内では、保護者の負担により当該事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせないこと。

19 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事をあらかじめ作成された献立に従い、適切な時間に提供すること。また、その材料には県内で生産された農林水産物及び加工品並びに当該農林水産物を材料として県外で生産された加工品を利用するよう努めること。

20 教養娯楽のための備品等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うこと。

21 常に利用者の家族との連携を図るよう努めること。

22 児童発達支援センターは、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、利用者に対し、通所開始時の健康診断及び必要の都度の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する児童生徒等の健康診断に準じて、又は利用者の障がいの特性等に配慮して行うこと。ただし、次の表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握した場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。

児童相談所等における通所前の健康診断	通所開始時の健康診断
利用者が通学する学校における健康診断	必要の都度の健康診断

23 管理者に、当該事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わせるとともに、従業者に必要な指揮命令を行わせること。

24 災害の発生その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、サービスの提供を行わないこと。

25 児童発達支援センターは、避難訓練、消火訓練又は地震等の災害に対する訓練を、毎月1回以上行うこと。

26 利用者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておくこと。

27 利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務を除き、事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供すること。

28 設備、食器等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行うこと。

29 感染症、食中毒及び熱中症の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。

30 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。

31 サービスを利用しようとする利用者が、適切かつ円滑に利用できるように、サービスの内容に関する情報提供を行うこと。

32 広告をする場合には、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとししないこと。

33 障害児相談支援事業若しくは障害者総合支援法第5条第17項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、同条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者等又はこれらの者の従業者（以下「障害児相談支援事業者等」という。）に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないこと。

34 障害児相談支援事業者等から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しないこと。

35 児童発達支援センターは、事業の実施地域の利用者の福祉に関し、その家庭からの相談に応じ、必要な援助を行うよう努めること。

36 児童発達支援センターの従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払うこと。

37 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保すること。

	<p>38 保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知すること。</p> <p>39 サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずること。</p> <p>40 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めること。</p> <p>41 事業所ごとに経理を区分するとともに、サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分すること。</p>
記録の作成及び保存	<p>条例別表第1の1の表記録の作成及び保存の項に規定する帳簿及び記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。</p> <p>(1) 決算書類 30年間</p> <p>(2) 会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類 10年間</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる書類以外の帳簿及び記録 5年間</p>
事故等への対応	<p>1 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力すること。</p> <p>2 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。</p>

## 2 医療型児童発達支援

区分	基準
従業者の配置	<p>1 従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1) 医師 診療所として必要とされる数</p> <p>(2) 児童指導員 1人以上</p> <p>(3) 保育士 1人以上</p> <p>(4) 看護師 1人以上</p> <p>(5) 理学療法士又は作業療法士 1人以上</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>2 利用者の支援に支障がない場合は、管理者を当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができること。</p> <p>3 利用者の支援に支障がない場合は、利用者の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができること。</p>
設備	<p>1 階段の傾斜を緩やかにすること。</p> <p>2 診療所として必要な設備は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねないこと。</p>
サービスの開始	1の表サービスの開始の項に掲げる基準を満たすこと。
障害児支援計画	1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。
サービスの提供	<p>1 1の表サービスの提供の項(第6号から第10号まで、第12号及び第38号の規定を除く。)に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>2 障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支払われるサービスの提供の対価の額は、法第21条の5の3第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額又は健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額とし、保護者から支払を受ける額は、法第21条の5の7第11項の規定により市町村から支払を受ける障害児通所給付費の額又は法第21条の5の28第3項の規定により市町村から支払を受ける肢体不自由児通所医療費の額をそれぞれ控除した額とすること。</p>



	<p>3 前号に定めるもののほか、サービスの提供に要する次に掲げる費用について、保護者から支払を受けることができること。また、(1)の費用の額は、知事が別に定める額とすること。</p> <p>(1) 食事の提供に要する費用</p> <p>(2) 日用品費</p> <p>(3) (1)及び(2)のほか、利用者の便益を直接向上させるための日常生活において必要となる費用であって、保護者に負担させることが適当であるもの</p> <p>4 前2号に定めるもののほか、その用途が直接利用者の便益を向上させるための費用で、保護者に支払を求めることが適当なものについては、保護者から支払を受けることができること。</p> <p>5 前2号の規定により、保護者に支払を求めるときは、その用途及び額並びに支払を求める理由を書面により説明し、その同意を得ること。また、前3号の規定により保護者から支払を受けたときは、その者に対し領収証を交付すること。</p> <p>6 障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支払われないサービスを提供したときは、提供したサービスの内容、保護者から支払を受けた額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を当該保護者に交付すること。</p> <p>7 法第21条の5の7第11項の規定により市町村から障害児通所給付費の支払を受けたとき及び法第21条の5の28第3項の規定により市町村から肢体不自由児通所医療費の支払を受けたときは、保護者に対してその額を通知すること。</p> <p>8 保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知すること。</p>
記録の作成及び保存	1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

3 放課後等デイサービス

区分	基準
従業者の配置	<p>1 指導員及び保育士は、サービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる人数が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上とすること。</p> <p>(1) 利用者の数が10人以下の事業所 2人</p> <p>(2) 利用者の数が10人を超える事業所 利用者の数を10で除して得た数(1未満の端数がある場合は、0.5以下の端数は切り捨て、0.5を超える端数は切り上げるものとする。)に2を加えた人数</p> <p>2 児童発達支援管理責任者は、1人以上とすること。</p> <p>3 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員を1人以上置くこと。</p> <p>4 機能訓練担当職員がサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数第1号に掲げる従業者の人数に含めることができること。</p> <p>5 利用者の支援に支障がない場合は、管理者を当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができること。</p> <p>6 当該事業所と一体的に管理運営を行う従たる事業所を設置する場合は、児童発達支援管理責任者以外の従業者のうち当該事業所又は従たる事業所の職務に従事する者のそれぞれ</p>

	1人以上を、常勤かつ専ら当該職務に従事する者とする事。
設備	指導訓練室は、利用者の支援に支障がない広さとする事。
サービスの開始	1の表サービスの開始の項に掲げる基準を満たす事。
障害児支援計画	1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たす事。
サービスの提供	1の表サービスの提供の項（第19号、第22号、第25号、第35号及び第36号の規定を除く。）の項に掲げる基準を満たす事。
記録の作成及び保存	1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たす事。
事故等への対応	1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たす事。

## 4 保育所等訪問支援

区分	基準
従業者の配置	<p>1 従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれ定める人数とする事。</p> <p>(1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>2 管理者は、利用者の支援に支障がないと認められるときは、訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を兼ねることができる事。</p> <p>3 管理者が訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、利用者の支援に支障がないと認められるときは、管理者を当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる事。</p>
サービスの開始	1の表サービスの開始の項に掲げる基準を満たす事。
障害児支援計画	1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たす事。
サービスの提供	<p>1 1の表サービスの提供の項（第7号、第19号、第22号、第24号、第25号、第35号及び第36号の規定を除く。）に掲げる基準を満たす事。</p> <p>2 従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者、保護者若しくは利用者の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示させる事。</p> <p>3 1の表サービスの提供の項第6号及び第8号に定めるもののほか、保護者の求めによりサービスの実施地域外の地域においてサービスを提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を保護者から受けることができる事。</p> <p>4 前号の規定による保護者の支払については、1の表サービスの提供の項第9号の規定に準じること。</p>
記録の作成及び保存	1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たす事。
事故等への対応	1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たす事。

## 別表第2（第3条関係）

区分	基準
従業者の配置	1 事業の種類に応じ、条例別表第1従業者の配置の項及び別表第1従業者の配置の項に掲げる基準を満たす事。ただし、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援のうちいずれか2種類以上の事業を一体的に行う場合は、一の事業の従業者を一体的に行う他の事業の同じ職務に従事させることができる。

	2 利用定員の合計が20人未満である事業所（前号後段に規定するサービスのみを行う事業所を除く。）は、同号前段の規定にかかわらず、従業者（管理者、児童発達支援管理責任者及び嘱託医を除く。）のうち常勤とする者は、1人以上とすることをもって足りること。
設備	事業の種類に応じ条例別表第1設備の項及び別表第1設備の項に掲げる基準を満たすこと。ただし、サービスの提供に支障を来さないよう配慮されているときは、一体的に行う他の事業の設備を兼用することができる。
利用定員	1 児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用定員は、それぞれ10人以上（主として重症心身障害児が通う事業所にあつては、5人以上）とすること。ただし、これらの事業のうち2以上の事業を一体的に行う場合は、利用定員の合計を10人以上（主として重症心身障害児が通う事業所にあつては、5人以上）とすることをもって足りる。 2 前号の規定にかかわらず、事業所の利用定員の合計が20人以上である場合は、児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用定員をそれぞれ5人以上とすることができること。ただし、これらの事業のうち2以上の事業を一体的に行う場合は、これらの事業の利用定員の合計を5人以上とすることをもって足りる。 3 前2号の規定にかかわらず、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスの事業と主として重度の知的障がい及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障がいがある重複している障害者に対する生活介護の事業を併せて行う場合は、事業所の利用定員の合計を5人以上とすることをもって足りること。
サービスの開始	事業の種類に応じて、条例別表第1サービスの開始の項及び別表第1サービスの開始の項に掲げる基準を満たすこと。
障害児支援計画	条例別表第1障害児支援計画の項及び別表第1障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。
サービスの提供	事業の種類に応じて、条例別表第1サービスの提供の項及び別表第1サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。
記録の作成及び保存	条例別表第1記録の作成及び保存の項及び別表第1記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	条例別表第1事故等への対応の項及び別表第1事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

別表第3（第3条関係）

1 児童発達支援

区分	基準
従業者の配置	1 管理者のほか、次に掲げる従業者をそれぞれに定める人数置くこと。 （1）指導員及び保育士 サービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる人数が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上 ア 利用者の数が10人以下の事業所 2人 イ 利用者の数が10人を超える事業所 利用者の数を10で除して得た数（1未満の端数がある場合は、0.5以下の場合は切り捨て、0.5を超える端数は切り上げるものとする。）に2を加えた人数 （2）児童発達支援管理責任者 1人以上 2 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、管理者を事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。 3 常時1人以上の従業者を利用者の指導、訓練等に従事させること。

設備	1 指導訓練室並びにサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えること。 2 指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えること。 3 設備及び備品等は、専ら当該サービスの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
利用定員	10人以上とすること。
サービスの開始	条例別表第1の1の表サービスの開始の項及び別表第1の1の表サービスの開始の項に掲げる基準を満たすこと。
障害児支援計画	条例別表第1の1の表障害児支援計画の項及び別表第1の1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。
サービスの提供	条例別表第1の1の表サービスの提供の項（第5号の規定を除く。）及び別表第1の1の表サービスの提供の項（第10号から第12号まで、第19号、第22号、第25号、第35号、第36号、第38号及び第39号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。
記録の作成及び保存	条例別表第1の1の表記録の作成及び保存の項及び別表第1の1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	条例別表第1の1の表事故等への対応の項及び別表第1の1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

2 放課後等デイサービス

区分	基準
従業者の配置	1 管理者のほか、次に掲げる従業者をそれぞれに定める人数置くこと。 （1）指導員及び保育士 サービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる人数が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上 ア 利用者の数が10人以下の事業所 2人 イ 利用者の数が10人を超える事業所 利用者の数を10で除して得た数（1未満の端数がある場合は、0.5以下の場合は切り捨て、0.5を超える端数は切り上げるものとする。）に2を加えた人数 （2）児童発達支援管理責任者 1人 2 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、管理者を当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。 3 常時1人以上の従業者を利用者の指導、訓練等に従事させること。
設備	1の表設備の項に掲げる基準を満たすこと。
利用定員	1の表利用定員の項に掲げる基準を満たすこと。
サービスの開始	条例別表第1の3の表サービスの開始の項及び別表第1の1の表サービスの開始の項に掲げる基準を満たすこと。
障害児支援計画	条例別表第1の1の表障害児支援計画の項及び別表第1の1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。
サービスの提供	条例別表第1の3の表サービスの提供の項及び別表第1の1の表サービスの提供の項（第10号から第12号まで、第19号、第22号、第25号、第35号、第36号、第38号及び第39号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。
記録の作成及び保存	条例別表第1の1の表記録の作成及び保存の項及び別表第1の1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	条例別表第1の1の表事故等への対応の項及び別表第1の1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

別表第4（第3条関係）

- 1 地域において児童発達支援又は放課後等デイサービスが提供されていないこと等により児童発達支援又は放

課後等デイサービスを受けることが困難な障害児に対して生活介護と同様のサービスを提供するものであること。

- 2 従業者の人数が、前号のサービスを利用する障害児を生活介護の利用者とみなして加えた場合において障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として必要とされる人数以上であること。
- 3 適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
- 4 障害児通所給付費の支払われるサービスの提供の対価の額が、法第21条の5の3第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額であること。
- 5 利用者の保護者から支払を受ける費用が、前号に定めるもののほか、次に掲げる費用に限られること。
  - (1) サービスの提供に要する日用品費その他の利用者の便益を直接向上させるための日常生活において必要となる費用であって、保護者に負担させることが適当であるもの
  - (2) その用途が直接利用者の便益を向上させるための費用であって、保護者に支払を求めることが適当であるもの
- 6 保護者に前号の費用の支払を求めるときは、その用途及び額並びに支払を求める理由を書面により説明し、その同意を得ていること。また、保護者から前2号の費用の支払を受けたときは、領収証を交付すること。
- 7 障害児通所給付費の支払われないサービスを提供したときは、提供したサービスの内容、保護者から支払を受けた額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を保護者に交付すること。

別表第5（第3条関係）

- 1 地域において児童発達支援又は放課後等デイサービスが提供されていないこと等により児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けることが困難な障害児に対して通所介護と同様のサービスを提供するものであること。
- 2 食堂及び機能訓練室の床面積が、前号のサービスを利用する障害児を通所介護の利用者とみなして加えた場合における通所介護の利用者の数で除して3平方メートル以上であること。
- 3 従業者の人数が、第1号のサービスを利用する障害児を通所介護の利用者とみなして加えた場合において介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者として必要とされる人数以上であること。
- 4 別表第4第3号から第7号までに掲げる基準を満たすこと。

別表第6（第4条関係）

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
従業者の配置	1 看護師は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれに定める人数とすること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 主として自閉症児が入所する施設 おおむね入所者の数を20で除して得た人数以上</li> <li>(2) 主として肢体不自由のある児童が入所する施設 1人以上</li> </ol> 2 児童指導員及び保育士は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれに定める人数で、それぞれ1人以上とすること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 主として知的障がいのある児童が入所する施設 おおむね入所者の数を4.3で除して得た人数以上（入所者が30人以下の施設にあつては、その数に1を加えた人数以上）</li> <li>(2) 主として視覚障がいのある児童又は聴覚障がいのある児童が入所する施設 おおむね入所者のうち乳児又は幼児の数を4で除して得た数及び少年の数を5で除して得た数を合計した人数以上（入所者が35人以下の施設にあつては、その数に1を加えた人数以上）</li> <li>(3) 主として肢体不自由のある児童が入所する施設 おおむね入所者の数を3.5で除して得た人数以上</li> </ol> 3 児童発達支援管理責任者は、1人以上とすること。 <li>4 栄養士は、1人以上とすること。</li> <li>5 調理員は、1人以上とすること。</li>

	<p>6 施設に定めておく嘱託医師の人数は、1人以上とすること。</p> <p>7 第4号及び第5号の規定にかかわらず、入所定員が40人以下の場合は栄養士を、調理業務の全部を委託する場合は調理員を置かないことができること。</p> <p>8 入所者の支援に支障がない場合は、管理者を当該施設の他の職務に従事させ、又は当該施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができること。</p> <p>9 入所者の支援に支障がない場合は、栄養士及び調理員を、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができること。</p>
設備	<p>入所者が30人未満の施設であって主として知的障がいのある児童が入所するものにあつては医務室を、入所者が30人未満の施設であつて主として視覚障がい又は聴覚障がいのある児童が入所するものにあつては医務室及び静養室を設けないことができること。</p>
入所の開始及び退所	<p>1 社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、入所申込者に係る入所者の障がいの特性に応じた適切な配慮を行うこと。</p> <p>2 法第24条の19第2項の規定によりサービスの利用について県が行うあっせん、調整及び要請に対し、協力すること。</p> <p>3 入所の申込みを受けた場合は、保護者の提示する入所受給者証によって、入所給付決定の有無、給付決定期間等を確認すること。</p> <p>4 入所又は退所に際しては、当該施設の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下「入所受給者証記載事項」という。）を、その保護者の入所受給者証に記載するとともに、遅滞なく入所受給者証記載事項を県に報告すること。</p>
障害児支援計画	<p>別表第1の1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。</p>
サービスの提供	<p>1 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者及び保護者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明すること。</p> <p>2 入所給付決定を受けていない者から入所の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに入所給付決定の申請が行われるよう必要な援助を行うこと。</p> <p>3 入所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、入所給付決定の有効期間の終了に伴う入所給付決定の申請について、必要な援助を行うこと。</p> <p>4 サービスの提供に当たっては、入所者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。</p> <p>5 保護者の居住地の変更が見込まれる場合は、速やかに当該保護者の居住地の県に連絡すること。</p> <p>6 入所者の数の変動が見込まれる場合は、速やかに県に報告すること。</p> <p>7 障害児入所給付費の支払われるサービスの提供の対価の額は、法第24条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とし、保護者から支払を受ける額は、法第24条の3第8項の規定により県から支払を受ける障害児入所給付費の額を控除した額とすること。</p> <p>8 前号に定めるもののほか、サービスの提供に要する次に掲げる費用について、保護者から支払を受けることができること。また、(1)の費用の額は、知事が別に定める額とすること。</p> <p>(1) 食事の提供に要する費用及び光熱水費</p> <p>(2) 日用品費</p> <p>(3) (1)及び(2)のほか、入所者の便益を直接向上させるための日常生活において必要となる費用であつて、保護者に負担させることが適当であるもの</p> <p>9 前2号に定めるもののほか、その用途が直接入所者の便益を向上させるための費用で、保護者に支払を求めることが適当なものについては、保護者から支払を受けることできる</p>

- こと。
- 10 前2号の規定により、保護者に支払を求めるときは、その用途及び額並びに支払を求め理由を書面により説明し、その同意を得ること。また、前3号の規定により保護者から支払を受けたときは、その者に対し領収証を交付すること。
  - 11 障害児入所給付費の支払われないサービスを提供したときは、提供したサービスの内容、保護者から支払を受けた額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書<sup>シ</sup>を当該保護者に交付すること。
  - 12 入所者が同一の月に複数の施設等から障害児入所支援を受ける場合において、当該入所者の保護者から各施設に支払うべき額を算定するよう依頼を受けたときは、その額を算定して県及び他の施設に通知すること。
  - 13 法第24条の3第8項の規定により県から障害児入所給付費の支払を受けたときは、保護者に対してその額を通知すること。
  - 14 障害児支援計画に基づき、入所者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮すること。
  - 15 児童発達支援管理責任者に、障害児支援計画の作成及び変更に関する業務のほか、次に掲げる業務を行わせること。
    - (1) 次号に規定する相談及び援助
    - (2) 他の従業者に対する技術指導及び助言
  - 16 常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。
  - 17 入所者について、その心身の状況等に照らし、指定通所支援、障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討すること。また、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及び保護者の希望等を勘案し、必要な援助を行うこと。
  - 18 入所者の心身の状況に応じ、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行うこと。また、入所者の適性に応じ、入所者ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行うこと。
  - 19 入所者が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行うこと。
  - 20 入所者に対し、保護者の負担により、従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせないこと。
  - 21 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好<sup>シ</sup>を考慮した食事をあらかじめ作成された献立に従い、適切な時間に提供すること。また、その材料には県内で生産された農林水産物及び加工品並びに当該農林水産物を材料として県外で生産された加工品を利用するよう努めること。
  - 22 教養娯楽のための備品等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション<sup>シ</sup>行事を行うこと。
  - 23 入所者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、適切な支援を行うこと。
  - 24 常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めること。
  - 25 常に入所者の健康の状況に注意するとともに、入所者に対し、入所時の健康診断及び必要の都度の健康診断を、学校保健安全法に規定する児童生徒等の健康診断に準じて、又は入所者の障がいの特性等に配慮して行うこと。ただし、次の表の左欄に掲げる健康診断の

結果を把握した場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。

児童相談所等における入所前の健康診断	入所時の健康診断
入所者が通学する学校における健康診断	必要の都度の健康診断

- 26 入所者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、当該入所者及び保護者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようにすること。
- 27 入所者に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）の規定による児童手当の支給を受けたときは、当該金銭を次に掲げるところにより管理すること。
- (1) 児童手当法第2条の規定に従って用いること。
  - (2) 収支の状況を明らかにする帳簿を整備し、入所者ごとにその額を明らかにすること。
  - (3) 入所者が退所した場合には、速やかに、当該入所者に取得させること。
- 28 管理者に、施設の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わせるとともに、従業者に必要な指揮命令を行わせること。
- 29 入所者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておくこと。
- 30 入所者の支援に直接影響を及ぼさない業務を除き、施設の従業者によってサービスを提供すること。
- 31 災害の発生その他のやむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させないこと。
- 32 避難訓練、消火訓練又は地震等の災害に対する訓練を、毎月1回以上行うこと。
- 33 入所者の使用する設備、食器等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行うこと。
- 34 感染症、食中毒及び熱中症の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。
- 35 入所者の希望等を勘案し、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきすること。
- 36 あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めること。
- 37 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。
- 38 施設に入所しようとする児童が、適切かつ円滑に入所できるように、サービスの内容に関する情報の提供を行うよう努めること。
- 39 管理者は、入所者に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行うとき又は同条第3項の規定により懲戒に関し必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用しないこと。
- 40 広告をする場合は、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとししないこと。
- 41 障害児相談支援事業者等に対し、入所者又はその家族に対して当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないこと。
- 42 障害児相談支援事業者等から、入所者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しないこと。
- 43 従業者の健康診断に当たっては、入所者の食事を調理する者について特に綿密な注意を



	<p>払うこと。</p> <p>44 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保すること。</p> <p>45 入所者の保護者が偽りその他不正な行為によって障害児入所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を県に通知すること。</p> <p>46 サービスの提供を行っているときに入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じること。</p> <p>47 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めること。</p> <p>48 施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分すること。</p>
記録の作成及び保存	別表第1の1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	別表第1の1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

2 医療型障害児入所施設

区分	基準
従業者の配置	<p>1 従業者の人数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1) 医師、薬剤師、看護師又は准看護師及び栄養士 病院として必要とされる数</p> <p>(2) 児童指導員及び保育士 次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれに定める人数以上で、それぞれ1人以上</p> <p>ア 主として自閉症児が入所する施設 おおむね入所者の数を6.7で除して得た人数</p> <p>イ 主として肢体不自由のある児童が入所する施設 おおむね入所者のうち乳児又は幼児の数を10で除して得た数及び少年の数を20で除して得た数を合計した人数</p> <p>(3) 心理指導を担当する職員 1人以上</p> <p>(4) 理学療法士又は作業療法士 1人以上</p> <p>(5) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>2 入所者の支援に支障がない場合は、管理者を当該施設の他の職務に従事させ、又は当該施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができること。</p> <p>3 入所者の支援に支障がない場合は、入所者の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができること。</p>
入所の開始及び退所	1の表入所の開始及び退所の項に掲げる基準を満たすこと。
障害児支援計画	別表第1の1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。
サービスの提供	<p>1 1の表サービスの提供の項（第7号、第11号、第13号及び第36号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>2 障害児入所給付費又は障害児入所医療費の支払われるサービスの提供の対価の額は、法第24条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額又は健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とし、利用者の保護者から支払を受ける額は、法第24条の3第8項の規定により県から支払を受ける障害児入所給付費の額又は法第24条の20第3項の規定により県から支払を受ける障害児入所医療費の額をそれぞれ控除した額とすること。</p> <p>3 障害児入所給付費又は障害児入所医療費の支払われないサービスを提供したときは、提供したサービスの内容、保護者から支払を受けた額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を保護者に交付すること。</p> <p>4 法第24条の3第8項の規定により県から障害児入所給付費の支給を受けたとき、又は法</p>

	<p>第24条の20第3項の規定により、県から障害児入所医療費の支給を受けたときは、入所者の保護者に対してその額を通知すること。</p> <p>5 主として自閉症児が入所するものを除き、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めること。</p>
記録の作成及び保存	別表第1の1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	別表第1の1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。